

河北郡小坂村領之内、往還道東山の方より、挑燈火光之様成物、跡々より夜に入候て出申候。二百間ばかり之間にて二つ三つに見え申候も御座候。何時と申刻限極不申候。宵之頃又は夜更候而も与風出申候に御座候處、頃日金澤之者共見付、毎夜見物人多御座候に付、御断申上候。以上。

寶永七年七月廿四日

小坂村 作兵衛

御所村 源兵衛殿

右之通御注進申上候に付、上之申候。以上。

御所村 源兵衛

永原權丞殿

本保才三郎殿

右陰火、寶永の頃既に跡々より出づるよし記載すれば、夫より遙か以前より出づる陰火なる事知られけり。或は此の陰火は百坂の斬刑場より出づるなどいへれど、東方なる山より出づるならば然にはあらじ。其の火の來歴は詳かならず。

○兒安神社

或は泰産社と稱す。俗に子安觀音と呼べり。此の社は大樋

町邊百六十餘戸の産土神にて、往昔より山上春日の神職高井氏の兼勤社とす。縁起・由来書も傳來せざるゆゑに其の來歴等詳かならず。龜尾記に、昔大樋の陶師長左衛門當地居住の初め、當神社を創立せしよし記載すれど、舊記等の徴證あるか覺束なし。明治五年十一月村社に列せられ、神職の神勳方を定められたり。

○兒安社來歴

後藤顯乘方に、産後額に附くる無双の妙藥あるよし陽廣公聞召し、金澤に流布するやうに被成度由仰あり。顯乘、家の秘藥なるに付、御相傳奉申上とも、何卒廣くは被成下間敷旨言上す。陽廣公其段被聞召諸人の爲を思召しての事也。然る時は御傳受に不及由被仰出處、顯乘承り、至極御尤の儀、此上は可奉相傳旨言上す。依りて澤田次郎右衛門へ傳受方命せられたり。然處其後次郎右衛門までにては穩便に思召されける間、觀音院の下堂子安別當に誨へ可申旨御意にて、則次郎右衛門彼別當へ相傳し、今以子安堂より此藥を出す。とあり。按ずるに、右後藤顯乘より奉相傳とあるは、寛永年中なるべし。

また觀音院の下堂子安堂といふは、今いふ兒安神社にて、此の社は従前本地觀音の佛像を安置せし故、今も兒安觀音とも呼べり。むかしは別當持なるよしいふ傳ふれば、卯辰觀音院の支院にて、眞旨僧の居て守護せしを、後その別當僧絶えて後、卯辰山上春日の神職高井氏の兼勤社と成り、別當僧の絶えたりし後は、彼の藥を出す事も絶えたるなるべし。扱此の兒安神社の縁起等は都て記録類傳來せざるゆゑ、創立等の來歴は詳かならずといへども、日吉社神道秘密記に、江州日吉神社末社岩神子安社。子孫長久祈之。子誕生百一日初社參。於此付童名可擬懇祈御社は也。とあり。されば此の金澤大樋町なる兒安神社も、子孫長久安産の事を祈請するに、必ず靈驗ありといへれば、日吉の末社なる岩神の子安社と同意の神社なる事知られけり。又能登國羽咋郡生神村にも、兒安明神とて神異甚いぢるき神社あり。寶永元年郡方舊蹟書上帳に、生神村子安大明神宮之前に井戸有之。此水懷胎の者服用候へば、必安産仕与傳へ、方々より水取に參申候。此在所に産前産後に相果申者無之由申傳候。とあり。水野三春の能登國神異例に云ふ。

羽咋郡福浦の湊と富來の驛との間に、生神村と云ひて僅かなる漁村あり。産神は兒安大明神と稱し奉りて、豐玉姫命なり。此社殿の傍に、渡り一尺許なる丸き岩井の清水あり。これを産水といふ。また岩井のあたりせきまで、こゝたくのさゞれ石あり。これを産石といふ。懷妊と覺ゆるより出産に至るまで、彼水をこなたの水に少しづゝ指加へ常に吞む事也。又かの石を腹帯にくけこみて帯ぶる也。斯くすれば子をうむ事必ず安し。さて此村の女ども子をうむに、往古より難産の例かつてなし。又産屋を設けず。腹帯をせず。畑うつものは畑うちつゝ、草かるものは草刈りつゝ、野にも山にてもうみて、其安き事あやにくすしき神術なりけり。里人の傳言には、むかし判官義經ぬしの妾此所に難産ありしに、行末産婦を守らんと誓ひありしに依りて、其靈を祀れりといへり。とあり。平次按ずるに、右生神村なる子安明神は、文政社號帳に、生神村鎮座兒安社、祭神豐玉姫神。と載せられたれど、祭神を豐玉姫神となしたるは、此の社號帳撰述の時、三ヶ國共諸神社の祭神を押當てたれば、此の時よりの事ならんか。延喜式神名帳に、尾張國葉栗郡に